

議員提出第5号

データセンター建設に関する法整備を求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和8年6月16日

提 出 者 吉川市議会議員 遠藤 義法

賛 成 者 吉川市議会議員 岩田 京子

〃 飯島 正義

吉川市議会議長 小野 潔 様

提 案 理 由 口 頭

データセンター建設に関する法整備を求める意見書

全国的にデータセンターが急増しており、吉川市でも吉川美南駅東口周辺地区の産業ゾーンにデータセンター建設計画（面積 37,098 m²）があります。

データセンター建設予定地の近隣には小学校、高校、大型店舗があり、戸建て住宅ゾーンには住宅建設が進んでいます。データセンターの国内整備の必要性は認識していますが、生活環境への影響が懸念されます。他地域では、実際に稼働してはじめて騒音や屋外への排熱、設備更新による負荷の変化などが明らかになったとの実例もあります。

建築基準法には、データセンターの定義や基準がありません。データセンターは多量の温室効果ガスを発生させるため、2050年カーボンニュートラルの実現を困難にする懸念があり、地方自治体の対応には限界があります。

これらの課題解決のため、政府において早急に建築基準法等でデータセンターを位置づけ、周辺地域の生活環境を守り、温暖化対策の義務化を含む法整備を行う必要があると考えます。

よって、下記の事項について要望します。

- 1 データセンターを建築基準法等に位置づけ、周辺地域の生活環境と安全を保持するための法整備を行うこと。
- 2 データセンターを環境アセスメントの対象とし、温暖化対策の義務化、基準に関する法整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年6月16日

埼玉県吉川市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣
経済産業大臣
総務大臣
環境大臣